一宮市自転車等の放置の防止に関する条例(平成6年一宮市条例第34号)第13条 第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとお り告示する。

令和 7 年 10 月 16 日

一宮市長 中野正康

- 1 保管した自転車等等及び撤去した場所 別紙放置自転車等撤去台帳のとおり
- 2 撤去した日時

別紙放置自転車等撤去台帳のとおり

時間 : 午前8時半から午後5時15分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して6月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所 : 一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター

(連絡先「維持課]:0586-28-8638)

- 5 返還のための手続を受け付ける時間 午前9時から午後4時30分まで
- 6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置自転車等撤去台帳

No.	撤去日	撤去場所			防犯登録	車体番号	自転車等の特徴			
	10000000000000000000000000000000000000						種類	色	メーカー	1佣 存
1	令和7年9月8日	一宮市 浅井町江森	東之森34	地先	25ワ09874	ZX24064388	軽快車	黒		
2	令和7年9月9日	一宮市 神山3丁目	7 – 2 2	地先	23ワ01413	F21398582	軽快車	ピンク		
3	令和7年9月11日	一宮市 松降1丁目	1 1 - 6	地先	13ワ03622	678601592	軽快者	白		
4	令和7年9月18日	一宮市 猿海道	3-3-10	地先	11ワ59604	S1B31975	軽快車	黒		
5	令和7年9月29日	一宮市 光明寺	長山100	地先	19ワ49934	STRJF22115	軽快車	シルバー		